

## 2012 年版 調査士受験必携六法訂正表

『2012 年版 調査士受験必携六法』において、以下のような誤りが判明しました。お客様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正いただきますようお願い申し上げます。

(2012 年 6 月 29 日現在)

頁数	該当箇所	誤	正
総目次	最終行	・ <u>交</u> 差早見表 (抄)	・ <u>公</u> 差早見表 (抄)
P513	前段 10 行目	① 令第 14 条の法務省令で定める電子証明書は、第 <u>417</u> 条第 3 号イからニまでに……	① 令第 14 条の法務省令で定める電子証明書は、第 <u>47</u> 条第 3 号イからニまでに……
P987	後段下から 19 行目	(登記研究 273 号 74 項)	(登記研究 273 号 74 頁)
P999	後段下から 10 行目	(昭和 <u>8</u> ・11・10 民三……)	(昭和 <u>58</u> ・11・10 民三……)
P1007	後段下から 14 行目	<u>登研</u> 314 号	<u>登記研究</u> 314 号
P1248	11 行目	(筆界確定訴訟の <u>記</u> )	(筆界確定訴訟の <u>記載</u> )
P1265 (第四部の中扉)	最終行	★ <u>交</u> 差早見表 (抄)	★ <u>公</u> 差早見表 (抄)